

## 産業廃棄物処理業の事業の範囲を記載した書類

1 事業の区分 (次のいずれかに○印等を記載すること。)			
収集運搬 (下欄のどちらかに○印)	中間処理 (中間処理の場合は、下欄に処理方法を記載)	最終処分	
積替え・保管を (含む・ <b>含まない</b> )			
2 産業廃棄物の種類 (許可申請する産業廃棄物についてのみ○印を付けること。)			
産業廃棄物の種類		新規 現行	変更 追加
		備考	
1	燃え殻 (判定基準に適合しないもの)		
2	汚泥 (判定基準に適合しないもの)	○	(含水率85%以下に限る。 <b>該当</b> ・非該当)
3	廃油		
4	廃酸		
5	廃アルカリ		
6	廃プラスチック類	○	収集運搬する汚泥の含水率が85%以下に限る場合は、該当に○印をつけてください。(収集運搬する汚泥の含水率が85%を超える場合は、非該当に○印をつけてください。)
	廃プリント配線板	○	
	廃容器包装		
	自動車等破砕物		
7	紙くず	○	
8	木くず		
9	繊維くず		
10	動植物性残さ		
11	動物系固形不要物		
12	ゴムくず		
13	金属くず	○	
	廃プリント配線板	○	
	鉛蓄電池の電極		
	鉛製の管又は板		
	廃容器包装		
14	自動車等破砕物		
	ガラスくず、コンクリートくずは除去に伴って生じたものを除く	○	
	廃ブラウン管	○	
	廃石膏ボード		
15	廃容器包装		建物の解体等から排出される産業廃棄物を取り扱う場合で、石綿含有産業廃棄物を含む場合は○印をつけてください。
自動車等破砕物			
16	鉱さい		
17	がれき類		
18	動物のふん尿		
19	動物の死体		
20	ばいじん (判定基準に適合しないものを除く。)		取り扱う産業廃棄物の種類の中に、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む場合は、○印をつけてください。
21	産業廃棄物処理物		
上記のうち	輸入された産業廃棄物		
	石綿含有産業廃棄物を含む		6~9, 12~14, 16に係るものに限る。
	水銀使用製品産業廃棄物を含む		1, 2, 4, 5, 15, 19に係るものに限る。

注1 これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。

2 新規又は更新申請は、申請を行うもの又は現に許可を受けているものについて「新規現行」欄へ○印を付ける。

3 変更許可申請は、現に許可を受けているものについて「新規現行」欄に、追加申請するものについて「変更追加」欄に、それぞれ○印を付ける。

4 収集運搬は積替え保管を含む・含まない別に、処分業は処分方法別に、それぞれ別の用紙で作成する。

## 産業廃棄物処理業の事業の範囲を記載した書類

1 事業の区分 (次のいずれかに○印等を記載すること。)			
収集運搬 (下欄のどちらかに○印)	中間処理 (中間処理の場合は、下欄に処理方法を記載)	最終処分	
積替え・保管を (含む) ・ 含まない )			
2 産業廃棄物の種類 (許可申請する産業廃棄物についてのみ○印を付けること。)			
	産業廃棄物の種類	新規 現行	変更 追加
			備考
1	燃え殻 (判定基準に適合しないものを除く。)		
2	汚泥 (判定基準に適合しないものを除く。)		含水率85%以下に限る。 該当 ・ 非該当
3	廃油		
4	廃酸		
5	廃アルカリ		
6	廃プラスチック類		
	廃プリント配線板		
	廃容器包装		
	自動車等破砕物		
7	紙くず		
8	木くず		
9	繊維くず		
10	動植物性残さ		
11	動物系固形不要物		
12	ゴムくず		
13	金属くず		
	廃プリント配線板		
	鉛蓄電池の電極		
	鉛製の管又は板		
	廃容器包装		
14	自動車等破砕物		
	ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず		
	廃ブラウン管		
	廃石膏ボード		
	廃容器包装		
15	鉍さい		建物の解体等から排出される産業廃棄物を取り扱う場合で、石綿含有産業廃棄物を含む場合は○印をつけてください。
16	がれき類	○	
17	動物のふん尿		
18	動物の死体		
19	ばいじん (判定基準に適合しないものを除く。)		取り扱う産業廃棄物の種類の中に、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む場合は、○印をつけてください。
20	産業廃棄物処理物		
21	輸入された廃棄物		
上記のうち	石綿含有産業廃棄物を含む	○	6～9, 12～14, 16 に係るものに限る。
	水銀使用製品産業廃棄物を含む		
	水銀含有ばいじん等を含む		1, 2, 4, 5, 15, 19 に係るものに限る。
注1 これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。			
2 新規又は更新申請は、申請を行うもの又は現に許可を受けているものについて「新規現行」欄へ○印を付ける。			
3 変更許可申請は、現に許可を受けているものについて「新規現行」欄に、追加申請するものについて「変更追加」欄に、それぞれ○印を付ける。			
4 収集運搬は積替え保管を含む・含まない別に、処分業は処分方法別に、それぞれ別の用紙で作成する。			